

令和4年12月1日
こども未来部児童相談・養育支援担当

児童相談所開設に向けた検討状況について

区立児童相談所の開設に向けて、効果的な児童相談体制を実現するために、今年度新たに有識者検討会議を設置し、近年求められる児童相談所の役割や機能など、委員から広く多角的な視点で意見を聴取しながら、基本構想策定に向け検討を進めてきた。

1 有識者検討会議の開催状況

第1回 令和4年5月17日
第2回 令和4年7月 8日
第3回 令和4年8月29日

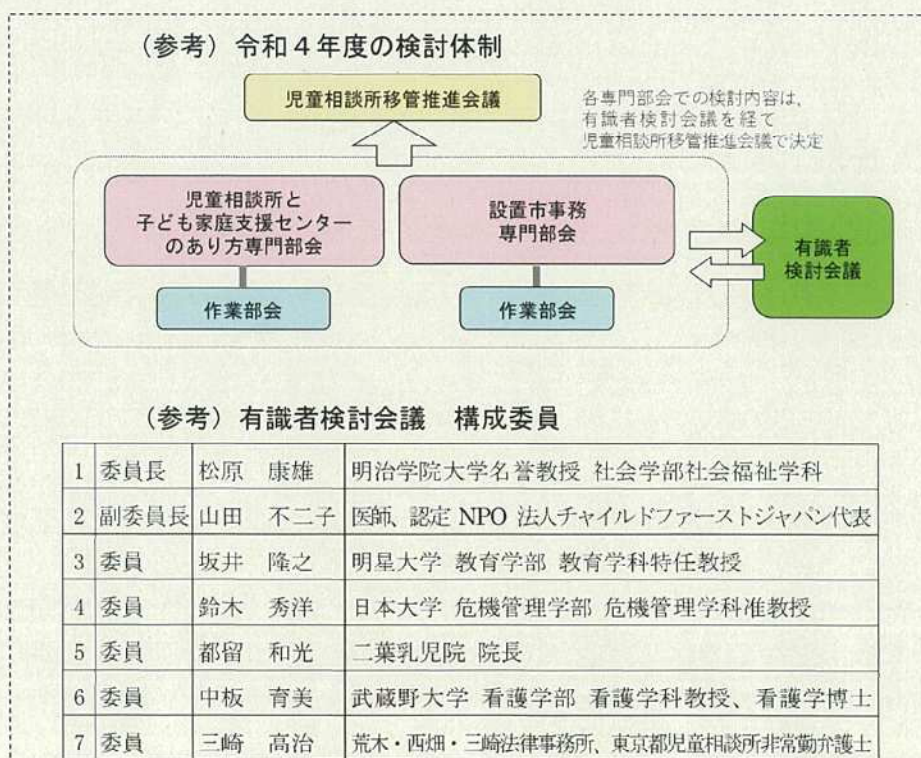
2 有識者検討会議の意見概要

別紙のとおり

3 今後のスケジュール（案）

引き続き、児童相談所移管推進会議及び専門部会において、児童相談所の理念やあり方の方向性などを検討し、有識者検討会議でも意見を聴取しながら基本構想を取りまとめていく。

令和5年 6月 基本構想素案策定（厚生委員会 報告）
令和5年10月 基本構想策定 （厚生委員会 報告）



江東区児童相談所移管推進会議 有識者検討会議 意見概要	
1	児童相談所のあり方について ・家庭を支援する子ども家庭支援センターと介入機能を持つ児童相談所が一体的に見えると、保護者が弱音を吐けるところがなくなってしまう恐れがある。そのため、子ども家庭支援センターと児童相談所は建物を分けるか、それが難しい場合は、極力、共有動線を排除することで個別性を担保すべきである。
	各機関の役割と連携 ・児童相談所をつくることで1つの区の中で児童相談体制を一体的に担うといっても、児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域の子ども家庭支援センター、保健相談所といった各部署間でバトンを渡していくことがリスクとなるため、連携方法を具体的に検討しておく必要がある。 ・1歳未満の虐待通告案件では、出産前のゆりかご面接時点で予兆が見られても見過ごされてしまうことがある。そのため、母子手帳交付時から、保健だけでなく福祉も一緒にスタートしていくという感覚があっても良い。 ・子ども家庭支援センター8か所と保健相談所4か所は、それぞれが地元根付いているため、歴史的な地域とのつながりを生かした全体の体制作りの議論が大事になる。 ・令和4年の児童福祉法改正で整備が努力義務化される「こども家庭センター」(子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を併せ持つ機関)について、新たな施設を整備しないのであれば、両機関の連携方法を明確化しておく必要がある。また、こども家庭センターの役割として重要なのは、虐待の予防的支援を手厚くしていくことである。 ・学校と関係機関との連携時に重要となるスクールソーシャルワーカーは、十分な配置がなされるべきである。 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと子育て支援部門の連携・役割分担について検討が必要である。 ・傾聴ボランティアのような家庭に入っていくことを強みとする団体や市民との連携について検討したほうが良い。
3	通告窓口 ・児童相談所虐待対応ダイヤル189や江東区のこどもの虐待ホットラインといった複数の通告窓口があることで、通告内容と担当部署とのミスマッチを起こす等のデメリットが生じる。そのため、通告窓口を一本化し、通告を適切な部署に振り分ける専門職を配置すべきである。また、この専門職を育成するための研修体制の構築も必要である。 ・区民や関係機関からの連絡で、どのようなものが通告で、どのようなものを相談として扱うのか、あらためて整理が必要である。

4	職員体制 ・関連部署のどこに配属されても対応できるような研修やジョブローテーション（児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所、生活保護、DV、保育など）を検討し、人材育成計画を策定すべきである。 ・現場の危機感を共有するためには、児童相談所と子ども家庭支援センターそれぞれの職員がアセスメント等において同等のスキルを身に付けておく必要があり、そのための研修体制の整備が必要である。 ・児童福祉司をはじめとした専門職の配置人数は十分なものにしておくべきである。 ・養育を改善させていくには親子に対する心理的ケアも大切であるため、子ども家庭支援センターの心理職の人数もしっかりと配置すべきである。 ・弁護士の配置は、今後の一時保護時の司法審査の導入等を見据え、増員を強く要望する。
5	一時保護所 ・一時保護所内で暴れてしまう等、対応が難しい児童もいることから、職員は相応の専門的スキルが必要となる。 ・乳児のショートステイでは、保護者が迎えに来られず一時保護に切り替わるケースがある。その際、緊急預かりが可能な児童養護施設が区内にないため、対応方法を検討する必要がある。 ・既に開設した区では、想定以上の入所数となっているため、定員数を多く見込んだほうが良い。 ・感染症も鑑み、居室は個室とすることが重要である。 ・24時間家族の生活を見ることでリスクを見極めるため、家族で生活することが可能な部屋をつくったほうが良い。 ・性的マイノリティへの配慮等に関する検討が必要である。 ・困難を抱えるこどもたちにとって、安心して生活できる場所にして欲しい。
6	社会的養護 ・区内に児童養護施設がなく、養育家庭（里親）も多くないことは大きな課題である。新生児から預け入れられる体制や預けた後のサポート体制の検討が必要である。 ・区内に施設がないことから、遠方の施設へ入所させた場合、こどもの様子を把握するためにその施設へ出向く職員の負担は大きくなってしまう。 ・社会的養護の現場への派遣研修も進めるべきである。
7	こどもの権利擁護 ・こどもの意見を単に聞くだけでは意味がない。そのあり方や具体的方法の検討が必要である。 ・こどもの権利擁護センターやこどもの権利擁護評価機関について、体制や連携方法などの検討が必要である。こどもの権利擁護評価機関は児童福祉審議会が担うことが考えられるが、その第三者性をどう担保するのも大きな課題である。